

昭和二十九年運輸省令第十五号

鉄道車両等生産動態統計調査規則
統計法第三条第二項の規定に基き、鉄道車両等

生産動態統計調査規則を次のように定める。

(通則)

統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である鉄道車両等生産動態統計を作成するための調査(以下「動態調査」という。)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

第二条 動態調査は、鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産の実態を明らかにすることを目的とする。

(定義)

鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産

(省令の定めるところによる。)

鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産

(実態を明瞭化することを目的とする。)

鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産

(実態を明らかにすることを目的とする。)

鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産

(実態を明瞭化することを目的とする。)

二 鉄道車両生産(改造・修理)調査 日本標準

(

準産業分類に掲げる細分類三一二一鉄道車

両製造業に属する事業所のうち、鉄道車両等

等生産動態統計を作成するための調査(以下「動態調査」という。)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

動態調査は、鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産

の実態を明らかにすることを目的とする。

(定義)

鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産

の実態を明らかにすることを目的とする。

(省令の定めるところによる。)

鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産

の実態を明らかにすることを目的とする。

鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産

の実態を明らかにすることを目的とする。

三 鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調

(

査日本標準産業分類に掲げる細分類三一二二

鉄道車両用部分品製造業に属する事業所のうち、鉄道車両の

改造又は修理を行うものであつて、常時使用

する従業員の数が三十人以上のも(自己の

使用に供するためのみ鉄道車両の改造又は

修理を行うものを除く。)

(報告)

管理責任者は、配布された調査票に掲げ

る事項について報告しなければならない。

(調査集計)

日本標準産業分類に掲げる細分類三一二二

鉄道車両用部分品製造業に属する事業所のうち、鉄道車両の

改造又は修理を行うものであつて、常時使用

する従業員の数が三十人以上のも(自己の

改造又は修理)調査 日本標準

(

事業所のうち、鉄道信号保安装置の

製造を行うものを除く。)

(調査事項)

事業所のうち、鉄道信号保安装置の

製造を行うものを除く。)

(調査票)

前条の調査票は、国土交通大臣が第五条

に規定する事業所の管理責任者(以下「管理責

任者」という。)に対して配布する。

(施行期日)

昭和五十九年七月一日から施行する。

(附則)

第一号

この省令は、昭和五十九年七月一日から

四 在庫高

(

表に掲げる品目を

一部を構成し、又はこれに装備される機械器

具であつて、分類表に掲げる品目に属するもの

をいう。)

(調査の対象)

この省令で「鉄道車両部品」とは、鉄道車両

の一部を構成し、又はこれに装備される機械器

具であつて、分類表に掲げる品目に属するもの

をいう。)

(調査の区分)

鉄道車両生産(新造)調査

式による調査票によつて行う。

第九条 前条の調査票は、国土交通大臣が第五条

に規定する事業所の管理責任者(以下「管理責

任者」という。)に対しても配布する。

(附則)

昭和三〇年四月一七日運輸省令

この省令は、昭和三十年七月一日から施行す

る。

(附則)

昭和三〇年六月二九日運輸省令

この省令は、昭和三十年七月一日から施行す

る。

(附則)

昭和三〇年六月二九日運輸省令

この省令は、昭和三十年七月一日から施行す

る。

(附則)

昭和三〇年六月二九日運輸省令

この省令は、昭和三十年七月一日から施行す

五 管理責任者は、調査票の配布を受けなかつた

ときは、国土交通大臣にその旨を申し出で、調

査票の配布を受けなければならない。

(報告)

この省令は、国土交通大臣が第十五号

に規定する法律第五十三号)第

二条第四項に規定する基幹統計である鉄道車両等

等生産動態統計を作成するための調査(以下「動態調査」という。)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

動態調査は、鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産

の実態を明らかにすることを目的とする。

(定義)

鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産

の実態を明らかにすることを目的とする。

(省令の定めるところによる。)

鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産

六 動態調査は、鉄道車両生産(新造)調査

(

調査票等の保存)

に附記して、毎四半期(四月を起算月とする毎三箇月を一つの四半期とする)末日現在によつて行う。

(調査事項)

鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産

の実態を明らかにすることを目的とする。

(調査票)

この省令の規定による集計の結果に基づいて、当年四月から翌年三月までの鉄道車両等生産動態統計年報を作成して、翌年の九月末日までに公表する。

(経過措置)

この省令の規定による集計の結果に基づいて、当年四月から翌年三月までの鉄道車両等生産動態統計年報を作成して、翌年の九月末日までに公表する。

(附則)

この省令は、国土交通大臣が第十五号

に規定する法律第五十三号)第

二条第四項に規定する基幹統計である鉄道車両等

等生産動態統計を作成するための調査(以下「動態調査」という。)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

七 動態調査は、鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産

(

調査票等の保存)

に附記して、毎四半期(四月を起算月とする毎三箇月を一つの四半期とする)末日現在によつて行う。

(調査事項)

鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産

の実態を明らかにすることを目的とする。

(調査票)

この省令の規定による集計の結果に基づいて、当年四月から翌年三月までの鉄道車両等生産動態統計年報を作成して、翌年の九月末日までに公表する。

(経過措置)

この省令の規定による集計の結果に基づいて、当年四月から翌年三月までの鉄道車両等生産動態統計年報を作成して、翌年の九月末日までに公表する。

(附則)

この省令は、国土交通大臣が第十五号

に規定する法律第五十三号)第

二条第四項に規定する基幹統計である鉄道車両等

等生産動態統計を作成するための調査(以下「動態調査」という。)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

</

大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

附 則（平成二年九月二十五日運輸省令第
二八号）

この省令は、平成二年十月一日から施行する。

附 則（平成七年二月一三日運輸省令第
五号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年八月三一日運輸省令
第六二号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

2 調査の期日がこの省令の施行前に属する調査
について、なお従前の例による。

附 則（平成一二年一一月二九日運輸省
令第三九号）抄

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施
行する。

附 則（平成一五年三月一〇日国土交通
省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年三月三〇日国土交通
省令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、統計法の施行の日（平成二
十一年四月一日）から施行する。

（鉄道車両等生産動態統計調査規則の一部改正
に伴う経過措置）

第五条 調査の期日がこの省令の施行の日前に属
する鉄道車両等生産動態統計調査については、
なお従前の例による。

附 則（平成二七年二月二七日国土交通
省令第九号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施
行する。

（経過措置）

2 調査の期日がこの省令の施行の日前に属する
鉄道車両等生産動態統計調査については、な
お従前の例による。

1 (施行期日)	この省令は、公布の日から施行する。ただ し、第一条中港湾調査規則別表の改正規定は、 令和二年一月一日から施行する。
----------	---

3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年一二月一六日国土交通
省令第四五号）抄